



2023年4月27日

各 位

会 社 名 豊田合成株式会社
代表者名 取締役社長 小山 享
(コード：7282 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 総務部長 羽賀 治
(TEL. 052-400-1055)

「内部統制の整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、2023年4月27日開催の取締役会において、「内部統制の整備に関する基本方針」について、下記の通り一部改定することを決議しましたので、お知らせします。なお、改定箇所につきましては下線を付しております。

記

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役に必要な法令知識などに関する研修を通じて、取締役が法令および定款に適合した行動をとることを徹底します。
- ② 業務執行にあたっては、取締役会および組織横断的な各種会議体で、総合的に検討した上で意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規定に基づき、適切に付議します。
- ③ 企業行動倫理に関する委員会を設置し、法令および企業倫理遵守に向けた対応を審議し、決定します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、関係規定および法令に基づき、各担当部署が適切な保存および管理を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業や投資に係るリスク、また、安全、品質、環境などに係るリスクは、関係規定に基づき取締役会および組織横断的な各種会議体において全社的に管理し、把握および対応について適正な意思決定を行います。
- ② 事業や投資に係るリスクは、各事業本部長等が担当領域について適切な管理を行います。また、安全、品質、環境などに係るリスクは、各機能主管部署が担当リスクについて適切な管理を行います。
- ③ 安全、品質、環境など危機管理に関するガイドラインを作成し運用します。
- ④ 災害などの発生に備え、事業継続計画の整備や訓練を実施します。また、必要に応じて保険付保を行うなどリスク分散を図ります。
- ⑤ 資金の流れや管理の体制を文書化するなど、適正な財務報告の確保に取り組むほか、適時適正な情報開示を行います。

4. 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、当社および子会社からなる企業集団全体を俯瞰して経営方針を定め、各事業を指揮監督します。また、中長期の経営方針および年度毎の会社方針を基に、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行います。
- ② 取締役は、会社方針を基に、執行役員を指揮監督するとともに、機動的な意思決定を行います。執

役員は、取締役の指揮監督に基づき機動的に業務を執行します。

- ③ 規定により業務執行の権限および責任を明確にし、それに基づき業務および予算の執行を行います。
重要案件については取締役会や各種会議体への付議基準に基づき、適切に付議します。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 各組織の業務分掌、職務権限を明確にし、行動憲章、行動倫理ガイドなどのコンプライアンス行動指針を定め、階層別教育などを通し、全社員に徹底します。
- ② 機能主管部署は、主管する業務の規定および要領を制定し、展開するとともに、点検を行うなど実効性を確保します。また、内部監査部署は、その状況を定期的に確認します。
- ③ コンプライアンス担当組織を設置し、法令遵守などに関する情報提供などを行い、コンプライアンス意識の醸成を図ります。
- ④ 社内外にコンプライアンスに関わる相談窓口を設置するなど、早期に情報を把握し、解決を図ります。

6. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社と経営理念を共有し、共通の行動規範である「豊田合成グループ行動憲章」を定め、子会社に展開することで、当社および子会社の健全な内部統制環境の醸成を図ります。重要な子会社には非常勤の取締役、監査役を派遣することで、子会社の業務執行を監視するとともに牽制します。子会社を管理する部署を置くとともに、子会社との定期および随時の情報交換を通じて子会社の業務の適正性を確認します。

1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社に対し、当社の要領に基づいた事前承認報告制度の整備と、その運用を求めます。子会社の重要案件については当社の取締役会や各種会議体への付議基準に基づき、適切に付議します。

2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社に対し、事業や投資に係るリスクや、安全、品質、環境などに係るリスクについて、棚卸しと取り組みを推進する体制の整備、適切な管理を求めます。また、危機管理と事業継続計画の整備を求めます。さらに、資金の流れや管理の体制を文書化するなど、適正な財務報告の確保への取り組みを求めます。

3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社に対し、当社の中長期経営方針および年度毎の会社方針を基に、子会社の組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を求めます。また、規定により業務執行の権限および責任を明確にし、それに基づいた業務および予算の執行を求めます。これら諸施策を適切に実施し、業務を効率的に行うことを求めます。

4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社に対し、各組織の業務分掌、職務権限を明確にし、当社から展開された「豊田合成グループ行動憲章」に則り、行動倫理ガイドなどのコンプライアンス行動指針を定め、階層別教育などを通し、全社員に徹底することを求めます。また、業務の主管部署が、必要な規定および要領等を制定し、展開するとともに、点検を行うなど実効性を確保するよう求めます。さらに、社内または外部にコンプライアンスに関わる相談窓口を設置するなど、早期に情報を把握し、解決を図るよう求めます。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は、常勤監査役との協議により、必要とする人数を設置します。また、監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に従い、監査役監査に必要な調査を補助します。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人については、監査役の下に設置する専任部署に所属します。その使用人の人事（異動、考課、処遇など）は、常勤監査役との協議により決定します。

9. 監査役の第7号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は、取締役、執行役員、使用人の指揮命令を受けないものとします。

10. 当社および子会社の取締役等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、主な業務執行について、担当部署を通じて随時適切に監査役に報告するほか、当社および子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告します。
- ② 当社および子会社の役職員は、監査役の求めに応じ、定期的に、また随時監査役に事業の報告を行います。

11. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役へ報告を行った取締役、執行役員、使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止します。
- ② 監査役へ報告を行った子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を子会社の役職員に周知します。

12. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役からの求めに応じ、監査役職務の執行について生ずる費用を負担します。
- ② 監査役は、必要に応じ、公認会計士、弁護士などに相談をすることができ、当社はその費用を負担します。

13. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 主要な会議体には監査役の出席を得るとともに、重要書類の閲覧の機会を確保します。
- ② 代表取締役、会計監査人、内部監査部署と監査役が定期的に意見交換する体制を確保します。
- ③ 内部監査部署および機能主管部署は、必要に応じ監査役と連携して、当社および子会社の監査を実施し、結果を監査役に報告します。また、必要に応じ監査役監査の調査を補助します。

以上